

○総務省令第九十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第八項、第七条第一項第四号、第二十七条の四第三号、第二十七条の二十の三第十一項、第三十八条及び第六十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十三日

総務大臣 林 芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(電気通信業務用無線局) 第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 「一〇七 略」 七の二 <u>その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。</u> 「八〇十 略」 (公共業務用無線局) 第四条 公共業務用無線局は、<u>次の各号の条件を満たすものでなければならない。</u> 「一〇六 略」 <u>七 その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。</u> 第七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 「一 略」 二 その局は、次に掲げる既設の無線局（<u>次号</u>において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 (1) <u>設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信又は同条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）</u>、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数の中継するものに限る。） 「(2)〃(4) 略」 「三 略」 (その他の一般無線局) 第八条 第三条から前条までに規定する無線局（<u>基幹放送局を除く。</u>）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 「一〇九 略」 十 <u>その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。</u> 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	(電気通信業務用無線局) 第三条 「同上」 「一〇七 同上」 「新設」 「八〇十 同上」 (公共業務用無線局) 第四条 公共業務用無線局は、<u>左の各号の条件を満たすものでなければならない。</u> 「一〇六 同上」 「新設」 第七条の三 「同上」 「一 同上」 二 その局は、次に掲げる既設の無線局（<u>第三号</u>において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 (1) <u>携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）</u>を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数の中継するものに限る。） 「(2)〃(4) 同上」 「三 同上」 (その他の一般無線局) 第八条 「同上」 「一〇九 同上」 「新設」

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
(空中線電力の表示) 第四条の四 「略」 2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。 「一〇七 略」 七の二 <u>設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備</u> 「八・九 略」 「三〽五 略」 (公示する期間内に申請することを要しない無線局) 第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。 「一〽十一 略」 <u>十二 法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局（移動しないものに限る。）の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局（当該特定高周波数無線局の開設の認定を受けた者が開設するものを除く。）</u> 第八条 第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（<u>法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。以下この条において同じ。</u>）並びに設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五㎓を超え二、六四五㎓以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五㎓を超え二、五七五㎓以下及び二、五九五㎓を超え二、六四五㎓以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。））、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸	(空中線電力の表示) 第四条の四 「同上」 2 「同上」 「一〇七 同上」 「新設」 「八・九 同上」 「三〽五 同上」 (公示する期間内に申請することを要しない無線局) 第六条の四 「同上」 「一〽十一 同上」 「新設」 第八条 第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五㎓を超え二、五七五㎓以下及び二、五九五㎓を超え二、六四五㎓以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。））、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免

上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

〔2 略〕

（書類の提出）

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定校正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

〔表 略〕

〔2 略〕

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの及び法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの並びに法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

〔4・5 略〕

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条

許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

〔2 同上〕

（書類の提出）

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定校正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

〔表 同上〕

〔2 同上〕

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、及び法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

〔4・5 同上〕

別表第五号の二 〔同左〕

の5 関係) 〔様式略〕 注 1 〔略〕 〔2 ～ 6 略〕	7 <u>設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u>	別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6 関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 注 1 〔略〕 〔2 ・ 3 略〕
〔様式同左〕 注 1 〔同左〕 〔2 ～ 6 同左〕	7 <u>設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u>	別表第五号の三 〔同左〕 〔様式同左〕 注 1 〔同左〕 〔2 ・ 3 同左〕
の5 関係) 〔様式略〕 注 1 〔略〕 〔2 ～ 6 略〕	7 <u>設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u>	別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6 関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 注 1 〔略〕 〔2 ・ 3 略〕
〔様式同左〕 注 1 〔同左〕 〔2 ～ 6 同左〕	7 <u>設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u>	別表第五号の三 〔同左〕 〔様式同左〕 注 1 〔同左〕 〔2 ・ 3 同左〕
の5 関係) 〔様式略〕 注 1 〔略〕 〔2 ～ 6 略〕	7 <u>設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u>	別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6 関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 注 1 〔略〕 〔2 ・ 3 略〕
〔様式同左〕 注 1 〔同左〕 〔2 ～ 6 同左〕	7 <u>設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u>	別表第五号の三 〔同左〕 〔様式同左〕 注 1 〔同左〕 〔2 ・ 3 同左〕

[5～8 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[5～8 同左]

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 〔第一章〕第三章 略 第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の八） 〔第五章〕第九章 略 附則 （添付書類） 第二十条の九 前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。 〔一〕三 略 四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第六條第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。） 〔五〕八 略 〔2・3 略〕 （開設計画の認定の申請） 第二十五条の四 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 〔2・3 略〕 （開設計画の認定書の交付） 第二十五条の五 法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。 （開設計画の認定等の拒否の通知） 第二十五条の六 法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。 （特定高周波数無線局の開設計画の認定書の交付） 第二十五条の八の四 法第二十七条の二十の三第七項の規定により特定高周波数無線局を開設計画することができる旨の認定をしたときは、落札者に対し、その旨、認定の番号、認定の年月日及び	目次 〔第一章〕第三章 同上 第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の四） 〔第五章〕第九章 同上 附則 （添付書類） 第二十条の九 〔同上〕 〔一〕三 同上 四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。） 〔五〕八 同上 〔2・3 同上〕 （認定の申請） 第二十五条の四 〔同上〕 〔2・3 同上〕 （認定書の交付） 第二十五条の五 〔同上〕 （認定等の拒否の通知） 第二十五条の六 〔同上〕 （届出を要しない申請書の記載内容の変更） 第二十五条の八の四 法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

ひ認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

〔認定特定高周波数無線局開設者の氏名等の変更の届出等〕

第二十五条の八の五 法第二十七条の二十の三第十一項の規定により同条第一項第一号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項の変更とする。

3 法第二十七条の二十の三第十二項の規定により指定周波数（同条第七項の規定により指定した周波数をいう。）又は指定区域（同条第七項の規定により指定した周波数の使用区域をいう。）の変更の申請をしようとするときは、当該変更の申請をする周波数の範囲又は周波数の使用区域及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

4 第一項の届出書及び第三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

〔特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの申請〕

第二十五条の八の六 法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しを申請しようとするときは、当該認定を取り消すべき理由を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の様式は別表第八号の九のとおりとする。

〔特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない旨の通知〕

第二十五条の八の七 法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しの申請について、施行規則第二十一条の二十三に定める特別の事情により認定の取消しを行わないこととしたときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

〔合併等に関する規定の準用〕

第二十五条の八の八 第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の番号、認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の番号、認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一

一 法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名
二 第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

通」と、同条第八項中「法第二十條第六項において準用する法第七條」とあるのは「法第二十七條の二十の五において準用する法第二十條第六項において準用する法第二十七條の二十の第三項」と、第二十條の三の二第二項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「二項」とあるのは「一」と、同条第八項中「法第二十條第六項において準用する法第七條」とあるのは「法第二十七條の二十の五において準用する法第二十條第六項において準用する法第二十七條の二十の三條三項」と読み替へるものとする。	
別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項、第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	
様式略	
注 1 ～ 7 略	
8 3の欄は、次によること。	
(1) ～ (4) 略	
(5) ⑥の欄は、次によること。	
ア 略	
イ <u>認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第27条の20の3第9項に規定する指定周波数及び同項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。</u>	
ウ・エ 略	
9 ～ 13 略	
別表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の5第2項、第20条の8第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	
様式略	
注 1 ～ 7 略	
8 3の欄は、次によること。	
(1) ～ (3) 略	
(4) ⑤の欄は、次によること。	
ア 略	

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	
様式同左	
注 1 ～ 7 同左	
8 同左	
(1) ～ (4) 同左	
(5) 同左	
ア 同左	
イ <u>認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。</u>	
ウ・エ 同左	
9 ～ 13 同左	
別表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の5第2項及び第20条の8第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	
様式同左	
注 1 ～ 7 同左	
8 同左	
(1) ～ (3) 同左	
(4) 同左	
ア 同左	

イ 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第27条の20の3第9項に規定する指定周波数及び同項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

〔ウ 略〕

〔9～11 略〕

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3の2とおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

〔様式 略〕

注 1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄																備考						
1 免許の申請の場合	2	3	4 (注)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	(注) 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。	
[2 ・ 3 略]																							

〔2～3 略〕

〔2～4 略〕

5 4の欄は、次によること。
〔(1)～(4) 略〕

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

〔ウ 同左〕

〔9～11 同左〕

別表第二号第2 〔同左〕

〔同左〕

〔様式 同左〕

注 1 〔同左〕

〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
1 〔同左〕	〔同左〕	(注) <u>認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。</u>
〔2・3 同左〕		

〔2～3 同左〕

〔2～4 同左〕

5 〔同左〕
〔(1)～(4) 同左〕

(5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合には、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体としての業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。 〔(6) 略〕 〔6～17 略〕 18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。 (1) 移動しない無線局の場合（高高度基地局、PHSの基地局、<u>携帯無線通信又はシンゲルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第3条第4号の7に規定する無線通信をいう。以下同じ。）</u>を行う基地局、ローカル5G（<u>同条第15号に規定するシステムをいう。</u>以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。） 〔ア～カ 略〕 〔(2) 略〕 (3) <u>携帯無線通信又はシンゲルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信</u>を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アセスシステムの基地局の場合 〔ア・イ 略〕 〔(4)～(6) 略〕 〔19～25 略〕	(5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合には、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体としての業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。 〔(6) 同左〕 〔6～17 同左〕 18 〔同左〕 (1) 移動しない無線局の場合（高高度基地局、PHSの基地局、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。） 〔ア～カ 同左〕 〔(2) 同左〕 (3) <u>携帯無線通信</u>を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アセスシステムの基地局の場合 〔ア・イ 同左〕 〔(4)～(6) 同左〕 〔19～25 同左〕
--	--

別表第二号の三第 1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 〔注 1 ～ 17 略〕 18 17 の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第 14 条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。 〔(1) ・ (2) 略〕 〔3〕 <u>端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 32 条の 24 の 2 に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載すること。</u> 〔4〕 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。 〔19 ～ 22 略〕 23 22 の欄は、次によること。 〔(1) ～ (6) 略〕 (7) <u>携帯無線通信又はセンズルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 7 号の 3 に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル 5 G の無線局（施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 7 号の 4 に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</u> 〔(8) ～ (10) 略〕 〔24 ～ 37 略〕 別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 20 条の 6、第 20 条の 9 <u>及び第 25 条の 2 関係</u>）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式略〕 〔注 1 ～ 13 略〕 14 13 の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。 この場合において、<u>端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 32 条の 24 の 2 に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区</u>	別表第二号の三第 1 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注 1 ～ 17 同左〕 18 〔同左〕 〔(1) ・ (2) 同左〕 〔新設〕 〔3〕 〔同左〕 〔19 ～ 22 同左〕 23 〔同左〕 〔(1) ～ (6) 同左〕 (7) <u>携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 7 号の 3 に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル 5 G の無線局（施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 7 号の 4 に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</u> 〔(8) ～ (10) 同左〕 〔24 ～ 37 同左〕 別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 20 条の 6、第 20 条の 9 <u>及び第 25 条の 2 関係</u>）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔様式同左〕 〔注 1 ～ 13 同左〕 14 13 の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。 この場合において、<u>空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。</u>
--	--

別して記載することとし、<u>空中線電力</u>は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。 ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz間隔 何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。 [15～29 略] 別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項、<u>第25条第1項</u>関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [様式 略] [注1～5 略] 6 2の欄は、次によること。 [1]～(3) 略] (4) ④の欄の記載は、次のこと。 ア <u>認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。</u>なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。 [イ～エ 略] [7～9 略] 別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の2において準用する第20条の2、第20条の3、<u>第20条の3の2</u>関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 認定計画承継申請書(届出書) 総務大臣 殿 年 月 日 ☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、<u>認定特定基地局開設者</u>の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。 ☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、<u>認定特定基地局開設者</u>の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により、<u>認定特定基地局開設者</u>の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。	
ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz間隔 何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。 [15～29 同左] 別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項及び<u>第25条第1項</u>関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [様式 同左] [注1～5 同左] 6 [同左] [1]～(3) 同左] (4) [同左] ア <u>認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。</u>なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。 [イ～エ 同左] [7～9 同左] 別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の2において準用する第20条の2、第20条の3及び<u>第20条の3の2</u>関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 認定計画承継申請書(届出書) 総務大臣 殿 年 月 日 ☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、<u>認定開設者</u>の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。 ☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、<u>認定開設者</u>の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により、<u>認定開設者</u>の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。	

(注 1)

記

〔 1 略〕

2 承継に係る認定計画(注 3)

〔①・② 略〕

③ <u>認定特定基地局開設者</u> の氏名、商号又は名称	
④ 略	

〔 3 略〕

4 各手続に係る個別事項(注 1)(注 5)

☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

〔①～③ 略〕

④ 認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

〔⑤～⑧ 略〕

☐電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

〔①・② 略〕

③ 認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

〔④～⑦ 略〕

5 添付書類(注 1)

(1) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

☐認定特定基地局開設者の地位を承継した事実を証する書面

☐相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定特定基地局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

〔略〕

☐合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定基地局開設者の地位を承継する法人の定款案

〔(3) 略〕

〔 6 略〕

〔注 1 略〕

〔 2 略〕

3 2の欄は、次によること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) ③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による

(注 1)

記

〔 1 同左〕

2 〔同左〕

〔①・② 同左〕

③ <u>認定開設者</u> の氏名、商号又は名称	〔同左〕
④ 同左	

〔 3 同左〕

4 〔同左〕

〔同左〕

〔①～③ 同左〕

④ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

〔⑤～⑧ 同左〕

〔同左〕

〔①・② 同左〕

③ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

〔④～⑦ 同左〕

5 〔同左〕

(1) 〔同左〕

☐認定開設者の地位を承継した事実を証する書面

☐相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 〔同左〕

〔同左〕

☐合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

〔(3) 同左〕

〔 6 同左〕

〔注 1 同左〕

〔 2 同左〕

3 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

(3) ③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による

手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定基地局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

〔(4) 略〕

〔4～8 略〕

別表第五号の四 特定高周波数無線局の開設の認定の承継申請書（届出書）の様式（第25条の8の8において準用する第20条の2（第4項を除く。）、第20条の3、第20条の3の2関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定高周波数無線局の開設の認定承継申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したので、同法第27条の20の5において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
（注1）

記

1 申請（届出）者（注2）

住所	都道府県一市区町村コード 〒（ — ）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定（注3）

① 認定の番号	
② 認定の年月日	
③ 認定特定高周波数無線局開設	

手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

〔(4) 同左〕

〔4～8 同左〕

〔新設〕

者の氏名、商号 又は名称	
④ 認定の有効期 間	

3 電波法第27条の20の3第3項第2号に規定する価額競争の参加者の資格（注1）（注4）	
① 価額競争実施指針の告示	
② ①に定める価額競争実施指針の参加者の資格の有無	☐ 有 ☐ 無

4 各手続に係る個別事項（注1）（注5）	
☐ 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続	
① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名	
② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日	
③ 合併又は分割の理由	
④ 認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由	
☐ 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続	
① 譲受人が事業を譲り受ける年月日	
② 事業の譲受けの理由	
③ 認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由	

5 添付書類（注1）	
① 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続	
☐ 認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継した事実を証する書面	
☐ 相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面	

② 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続	
☐ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	
☐ 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類	
☐ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継する法人の定款案	
③ 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続	
☐ 事業の譲渡に関する契約書の写し	
☐ 譲受人が法人であるときは、その定款	
☐ 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書	

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 該当する□にシ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJISX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ 法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合において、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。

(2) ②の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定を受けた年月日を記載すること。

(3) ③の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

(4) ④の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る認定特定高周波数無線局開設者の価額競争実施指針の告示番号を記載すること。

(2) ②の欄は、①に記載した価額競争実施指針の参加者の資格の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、価額競争実施指針の参加者の資格の有の欄に記載した場合は、併せて価額競争実施指針の参加者の資格を有する事実を証する書面を添付すること。

5 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6 申請に対する処分に係る書類の送付を希望する場合は、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

[新設]

別表第八号の九 特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書の様式（第25条の8の6第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の20の4第3項の規定により、特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者 (注1)

住所	都道府県一市区町村コード 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 認定の取消しに係る事項

① 認定の番号	
② 認定の年月日	
③ 当該認定を取り消す べき理由	
④ 備考	

注1 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJIS X0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合において、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。 ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 2 2の欄は、次によること。 1 ①の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること 2 ②の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の年月日を記載すること。 3 ③の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定を取り消すべき理由を記載すること。この場合において、施行規則第11条の2の13に定める特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない特別の事情への該当の有無を明確にすること。 4 ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。 3 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。 別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 外国の無線局等の運用許可申請書 年 月 日 (何) 総合通信局長 殿（注1） 法第103条の7の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。 記 【1～3 略】 【注1～5 略】	
別表第十一号 〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記せよ。	別表第十一号 〔同左〕 外国の無線局等の運用許可申請書 年 月 日 (何) 総合通信局長 殿（注1） 法第103条の6の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。 記 【1～3 同左】 【注1～5 同左】

（無線局運用規則の一部改正）

第四条 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになめる。

改正後	改正前
(監視制御機能及び保守運用体制) 第百三十七条の二 「略」 2 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム、設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（携帯無線通信を除く。）又は同条第十五号に規定するローカル5 Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。	(監視制御機能及び保守運用体制) 第百三十七条の二 「同上」 2 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第十五号に規定するローカル5 Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号（1）中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第五条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになめる。

改 正 後				改 正 前																																											
（人体にばく露される電波の許容値） 第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一 無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">無線局</th><th>周波数帯</th><th>測定項目</th><th>許容値</th></tr><tr><td colspan="2">〔1〕 略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">〔2〕 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル5 Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔3〕 略</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				無線局		周波数帯	測定項目	許容値	〔1〕 略					〔2〕 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル5 Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔3〕 略					（人体にばく露される電波の許容値） 第十四条の二 〔同上〕 一 〔同上〕 <table><tr><td colspan="2">〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table>				〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
無線局		周波数帯	測定項目	許容値																																											
〔1〕 略																																															
〔2〕 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル5 Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局		〔略〕	〔略〕	〔略〕																																											
〔3〕 略																																															
〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																																											
〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																																											
〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																																											
〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																																											
〔二・三 略〕				〔二・三 同上〕																																											
〔2〕5 略				〔2〕5 同上																																											
備考 表中の「」の記載は注記である。																																															

（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第六条 特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前
(電気通信業務を行う特定無線局) 第二条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 「一〇四 略」 五 〓 それらの局が法第二十七條の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるとき は、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針（同項に規定する価額競争実施指針をいう。次条第八号において同じ。）の規定に基づくものであること。 六 〓 〔略〕 (その他の特定無線局) 第三条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、前条に規定する特定無線局以外のものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 「一〇七 略」 八 〓 それらの局が法第二十七條の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針の規定に基づくものであること。		(電気通信業務を行う特定無線局) 第二条 〔同上〕 「一〇四 同上」 〔新設〕 五 〓 〔同上〕 (その他の特定無線局) 第三条 〔同上〕 「一〇七 同上」 〔新設〕
備考 表中の「 〓 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。